

科目等履修生および単位互換履修生に関する細則

第1条 この細則は、本学学則第四十条にもとづき、科目等履修生および単位互換履修生に関する必要な事項を定める。

第2条 科目等履修生の資格は、次の各号に該当するものとする。

- (1)高等学校卒業又はこれと同等以上の学力があるもの。
- (2)社会人としての経験もあり、本学の講義を十分に理解できるもの。
- (3)単位認定を希望するものは、高等学校卒業またはこれに準ずるもの。
- (4)高大連携の協定を結んだ高等学校で、高等学校長が推薦するもの。

第2条の2 単位互換履修生の資格は、次の各号全てに該当するものとする。

- (1) 本学と単位互換協定のある大学及び短期大学の学生で、本大学の授業科目の履修を希望し、所定の手続きを行っているもの。
- (2) 教授会の議を経て、単位互換履修生として許可されたもの。

第3条 科目等履修生を希望する者は学年又は学期の開始前に所定の科目等履修生願を必要書類を添えて教務課に提出しなければならない。

第3条の2 単位互換履修生を希望する者は所定の時期までに所定の単位互換履修願を必要書類を添えて教務課に提出しなければならない。

第4条 科目等履修生は、本学の学生収容能力に余力がある場合に限り、学長が許可する。

教授会は、学長が許可するに当たり、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。ただし、幼稚園免許状及び保育士資格に関する科目については、幼児保育学科において受け入れの可否についての審査を行う。

第5条 科目等履修生として許可された者は、許可された日から一週間以内に所定の受講料を、一括して納入しなければならない。納入したものは返還しない。

第6条 所定の手続きが終了した者には、科目等履修生証または単位互換履修生証を発行する。登学の際はこれを携帯していなければならない。

第7条 科目等履修生および単位互換履修生は本学が開講する科目を受講することができる。ただし単位互換履修生が受講できる科目は協定において定められたものに限る。次の科目的受講は本学卒業生に限る。また実習の受講を希望する者は、併せて該当する科目的実習指導に出席しなければならない。実習指導の単位を取得済みの者が実習指導に出席する場合の受講料は不要とする。

- (1)保育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ(保育実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)
- (2)教育実習(教育実習指導)

第8条 科目等履修生が一年間に履修できる単位は24単位以内とする。なお演習科目については本科生の履修を優先する為、科目等履修生の履修を制限する場合がある。

2. ただし認定こども園法改正に伴う幼稚園教諭免許状及び保育士資格取得の特例制度における対象科目受講者に限っては、一年間に受講できる科目は5科目以内とする。またこの規定(第8条2)は令和7年3月をもって失効する。

第8条の2 単位互換履修生が履修できる単位は15単位を上限とする。なお演習科目については本科生の履修を優先する為、単位互換履修生の履修を制限する場合がある。

第9条 科目等履修生および単位互換履修生は、本学が実施する定期試験を受験できる。試験の実施については本学「試験に関する細則」による。

第10条 科目等履修生および単位互換履修生から、願い出があれば成績証明・単位修得証明を発行する。ただし有料とする。料金は別に定める。

第11条 本人の都合により受講を中止する場合は、その旨すみやかに教務課に届け出なければならない。

第12条 科目等履修生および単位互換履修生で、次のいずれかに該当する時は、学長がその資格を取り消すことがある。

- (1)出席状況が不良で修学の見込みのないもの。
- (2)本学の学生に悪影響を及ぼすと認められたもの。

第13条 科目等履修生の検定料・受講料・認定料については別に定める。

附 則

この細則は、昭和54年4月1日より施行する。

附 則

この細則は、昭和59年4月1日より施行する。

附 則

この細則は、平成4年4月1日より施行する。

附 則

この細則は、平成7年4月1日より施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日より施行する。

科 目 等 履 修 生 の 納 付 金 に 関 す る 細 则

検定料 10,000円

入学金 10,000円

受講料（1科目） 10,000円

実習費（2単位） 25,000円

ただし、本学卒業生は入学金を免除する。また高大連携の協定を結んだ高等学校の受講生は無料とする。